

岩手県告示第 783 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 3 項において準用する同法第 53 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、県営下門岡地区土地改良事業に係る換地計画を定めるに当たり、次の土地を、これを従前の土地とする地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

平成 19 年 11 月 13 日

岩手県知事 達 増 拓 也

地積を特に減じて換地を定める土地の所在等

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積	特に減じる地積
				m ²	m ²
北上市稲瀬町押切	19 番	田	田	512	1
〃	10 番	畑	〃	1,259	511
北上市稲瀬町古河	39 番	〃	畑	1,598	21
〃	55 番	〃	〃	1,619	364
北上市稲瀬町山岸	65 番	田	田	1,004	554
奥州市江刺区稲瀬字水先	398 番 2	〃	〃	909	462